

令和5年度富良野市立布部小中学校いじめ防止基本方針

「～いじめ ZERO を目指して～」

富良野市立布部小中学校

1 はじめに

本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの未然防止に向け平成26年に『いじめ防止基本方針』を策定した。また、平成29年に文部科学省よりいじめ防止基本方針の改定を受け、一部本校の方針を見直し、追記している。

2 いじめの定義といじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。

本校では、いじめ防止のための、以下の5つの基本姿勢をあげる。

- (1) いじめは、いつ、どこで起こってもおかしくはないという認識をもつ。
- (2) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- (3) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめに対して学校・家庭が協力して解決にあたる。
- (5) いじめの解決のために、外部の各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する本的な方針を定めるものとする。

3 いじめ未然防止のための取組

組織的に対応していくためには、各担当の役割を明確にすることが必要である。

校長	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことができない行為との認識に立ち、いじめに対する指導方針を示す。 ○学校全体として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図る具体的な対処・方策等を示し、全教職員が共通理解のもと解決できるよう、全校の体制をつくる。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」に関する校長の指導方針を全教職員に徹底し、全教職員による協働体制の確立に努める。 ○「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて、職員会議や校内研修等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ○児童生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために、全教職員による研修を実施する。 ○全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校部、中学校部の和を図り、小中学校の問題として対処する意識を醸成する。 ○教育相談週間、定期的な「いじめアンケート」等を活用し、児童生徒の状況把握に努める。 ○絶えず、小中学部・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。 ○いじめ問題の指導にあたって、学級担任を支え、組織的に対応する。
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な場合は即時打合わせを行い、必要な指導や支援の体制をつくる。 ○学級担任を精神的に支える。（共に考え、次の具体的なヒントを与える） ○家庭と同じ土壌に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す） ○定期的な事例研修等を通し、解決策や支援策についての指導・支援する体制を確立する。 ○必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導を行う。 ○警察、教育委員会等関係機関との連携を強化し、教育アドバイザー、専門機関等との相談体制を整えたり、情報モラル教育を推進したりする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開きで担任の姿勢を伝える。 ○道徳や特別活動などを通して、自他を認める心の育成を図る。 ○「いじめ」調査、生徒との教育相談、家庭訪問、保護者との個人懇談等あらゆる機会を活用し、児童生徒の状況把握に努める。 ○話を聴くことや行動を観察すること、チェックシートを活用することを通し、小さな変化も捉える。 ○一人で抱え込むことなく、すぐに相談する。（報告・連絡・相談の徹底） ○児童生徒同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
担任以外	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習、児童会生徒会活動、学校行事、部活動等、担任以外が指導する場面においても、いじめにつながるような事案については、その場で指導し担任との連携を図る。 ○学校内外において、いじめの信号をキャッチするように努める。 ○いじめを発見したら、担任と情報を伝え、対応に協力する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で、正確に、担任・校長・教頭に伝える。 ○いじめられた児童生徒の心の流れに沿った柔軟な考えや構えをもって接する。 ○訴えてきた児童生徒の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共感する。 ○信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。

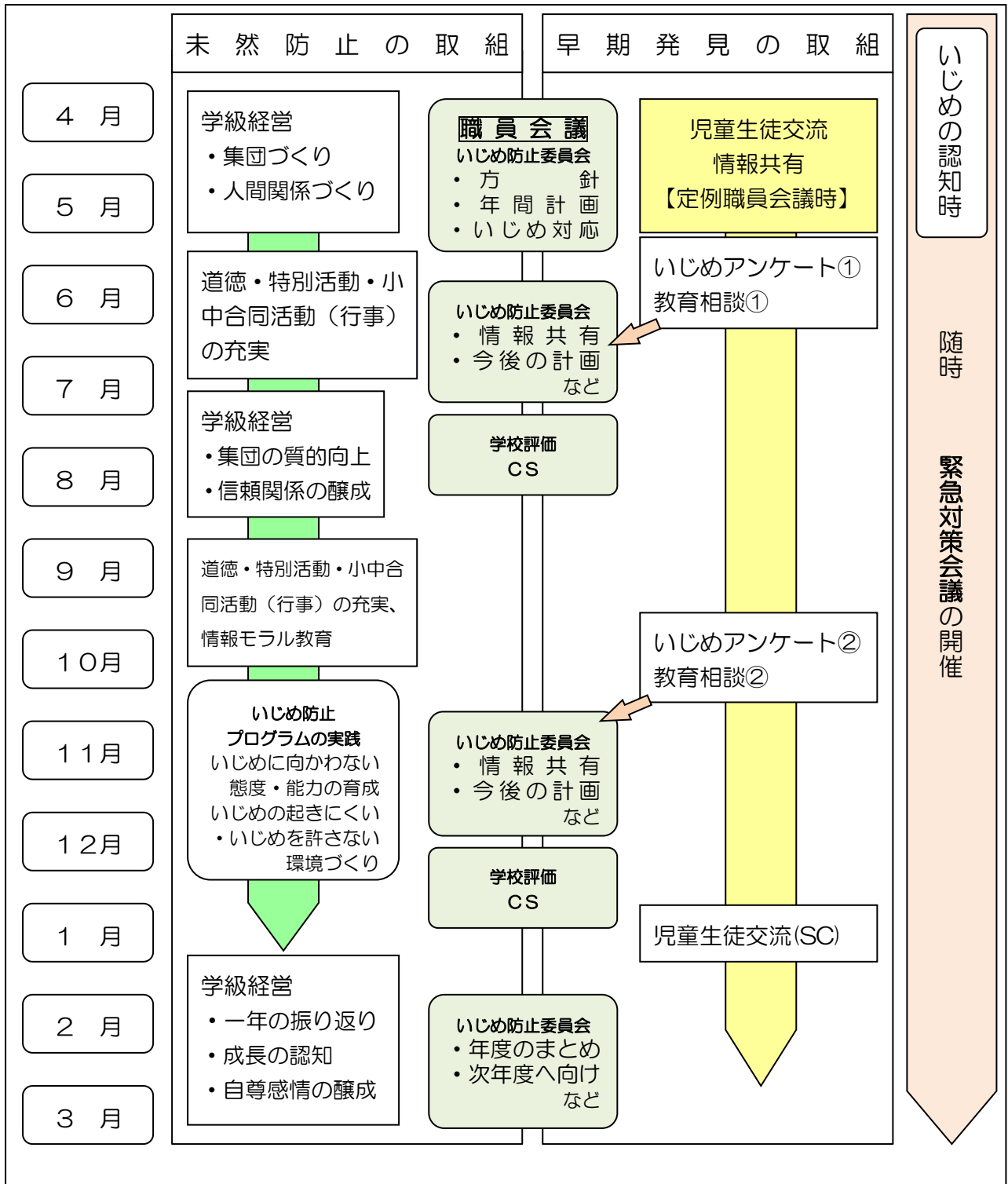
■ 上記は基本であるため、事案によっては担当・役割を柔軟かつ適切に考える。

■ 担当・役割を設け、組織として一貫した対応をする。

■ 情報モラル教育を中心に、インターネット上でのいじめについても組織対応する。

4 いじめ防止のための年間スケジュール

いじめの未然防止や早期発見のために、下記の計画に沿って取り組んでいく。

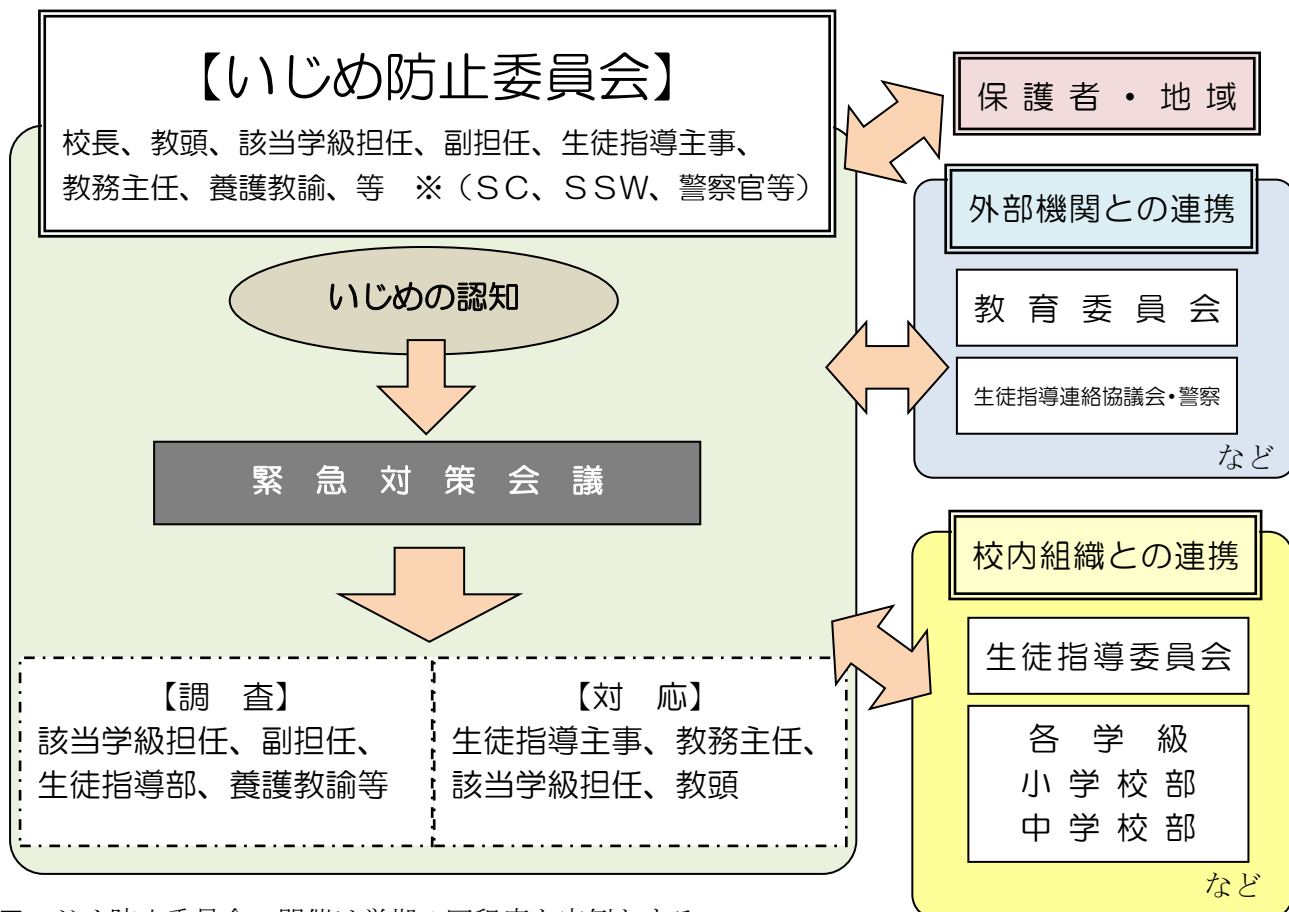


■指導体制チェックポイント

- 全教職員が、いじめ問題の重大性について認識し、組織的に取り組んでいる
- いじめについて、職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っている
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、組織的に対応している

5 いじめ防止委員会

いじめと考えられる情報があれば、**緊急対策会議**を開催し、組織的に迅速かつ適切な対応をする。校長、教頭、該当学級担任、副担任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭などを構成員として設置する。また事案に応じて外部機関との連携を図り専門家（SC、SSW、警察官等）を委員に迎え対応する。



- いじめ防止委員会の開催は学期1回程度を定例とする。
- いじめを認知した場合、緊急対策会議を開催し、事案に対して組織的に対応する。
- いじめについては、けんかやふざけあい、目視できなかった所でも発生する場合があるため、丁寧に事実確認をし、いじめに該当するか否かを判断する。

参考資料

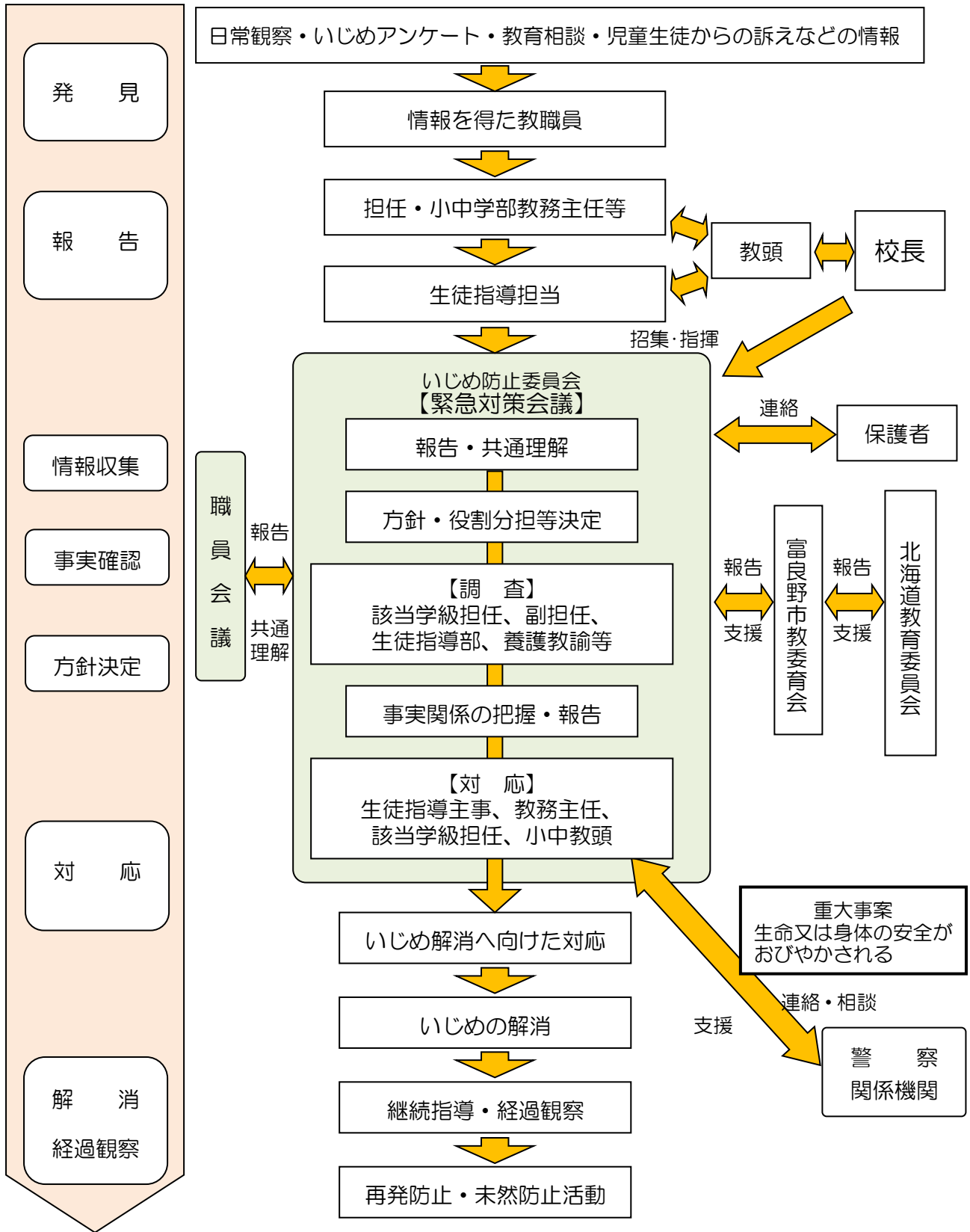
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

6 いじめ認知時の組織的対応

いじめを認知した場合は、緊急対策会議を中心に学校全体で迅速に対応する。



■生命又は身体の安全が脅かされるような**重大事態**が発生した場合は、速やかに教育委員会、警察などに報告し、教育委員会の支援をもとに迅速かつ慎重に対応する。

7 いじめが起きた場合の具体的対応

(1) いじめられた児童生徒に対して

- ①事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できるということを伝え、希望をもたせる。
- ④自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめられた児童生徒の保護者に対して

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で子どもの変化に注視してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめた児童生徒に対して

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③成長支援の観点から、抱える問題を解決するための具体的対応方針を定める。

(4) いじめた児童生徒の保護者に対して

- ①正確な事実関係を説明し、いじめられた子や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) 周りの児童生徒に対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定している行為であることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) いじめの解消の考え方

- ①「いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」と押さえ、組織で解消までのプランを策定し、確実に実行する。また、解消の見極めは組織でSC等を含めた集団で判断する。いじめが解消している状態に至っても、当該被害者、加害者等については、日常的に注意深く観察を継続する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

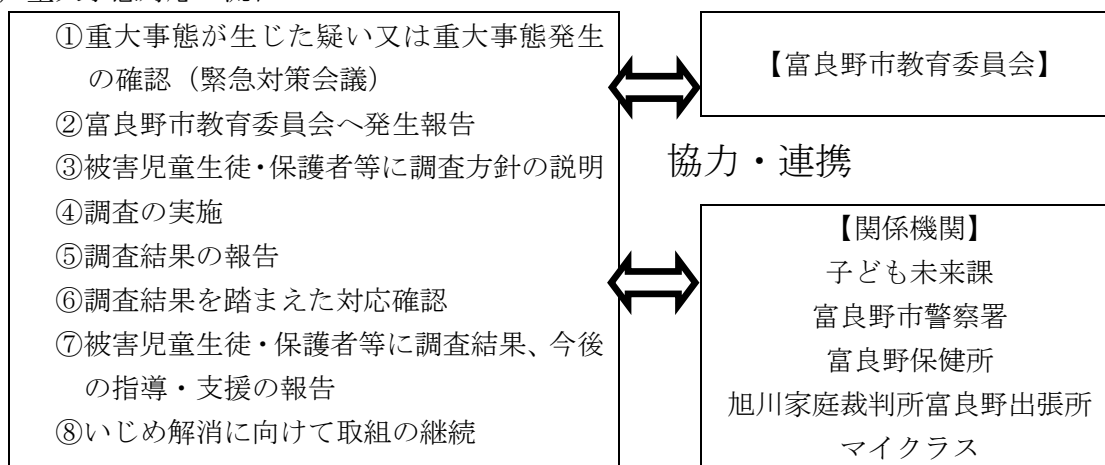
※ 重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする

(2) 学校における重大事態の対処

基本的に、『6 いじめ認知時の組織的対応』に従って対処するが、以下の点に特に留意する。

- 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告する。その後の調査方針や調査結果の報告等、常に連携をとる。
- 学校が行う調査等はいじめ防止委員会において実施し、事案に応じて適切な外部機関と連携を図り、必要であれば専門家を委員に加えて対応する。
- 調査結果については、被害児童生徒等及びその保護者に対し、適切に提供する。
- 事案によっては保護者に説明する必要の是非を判断し、当事者の同意を得たうえで、文書や保護者会で説明を行う。
- 事案によってはマスコミへの対応の必要があり、窓口を明確にして誠実な対応に努める。

(3) 重大事態対応の流れ



参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

- 第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談による者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への報告その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

9 いじめの早期発見のチェックポイント

■学級・グループなどの集団

- 朝いつも特定の児童生徒の机や椅子が曲がっている
- 教職員がいないと掃除ができない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の児童生徒が残る
- 班にすると隣の机との間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣う雰囲気がある
- 集団の中で絶えず周りの顔をうかがう児童生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかすグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように手紙を回したり、消しゴム投げなどをしたりしている。

■いじめられている児童生徒

日常の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしたり、にやにやしたりしている
- 周りを気にして目立たないようにしている
- 表情がさえず、うつむき加減でいる
- 遅刻・欠席・早退が増える
- 一人で下校することが増える
- 腹痛や頭痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 正しい意見を言っても支持されない
- 教室へ遅れて入ってくるが多くなる
- 班やグループ編成の時に孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

給食時

- 好物を他の児童生徒にあげる
- 他の児童生徒の机から机を離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

清掃時

- いつも他の児童生徒がいやがる担当になる
- 一人で離れて掃除をしている

その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- 持ち物が隠されたり、壊されたりする
- 理由もなく成績が下がる
- 部活動を休むことが多くなり、退部を言い出す
- 服や靴が破れたり汚れたりしている
- 手や足などに擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 必要以上の金銭を持ち、他の児童生徒におごるなどする

■いじている児童生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で邪魔者扱いされていると思っている
- 教職員の機嫌をとる
- 特定の児童生徒に強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変えたりする
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の児童生徒に指示を出す
- 他の児童生徒に威嚇するような態度をする